

三重県立鈴鹿青少年センター
樹木緑地芝等管理業務委託仕様書

目 次

第1章 総則

第2章 樹木緑地芝等管理業務仕様書

第3章 工程表

添付：三重県立鈴鹿青少年センター樹木緑地等管理業務範囲図

公益財団法人三重県体育協会
(三重県立鈴鹿青少年センター)

第1章 総則

1, 目的

施設利用者の安全と技術向上を常に確保及び、樹木緑地芝等の上質な状態での維持を保つことを目的とする。

2, 履行場所

鈴鹿市住吉町南谷口 三重県立鈴鹿青少年センター及び管理地内

3, 委託期間

2018年4月1日から2023年3月31日まで

※ 上記委託期間は委託者が地方自治法第244条により三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者として公益財団法人三重県体育協会（以下「本協会」という）指定を受けた期間であるため、指定管理者の取消などが発生した場合の委託期間は指定終了をもって終了するものとする。

4, 休業日

- (1) 原則毎月第1週目の月曜日（ただし、宿泊及び研修室等の利用予約がある場合は営業を行います。）なお、4月から8月の期間は休業日を設けない予定です。
- (2) 12月29日から12月31日及び1月1日から1月3日
- (3) その他三重県教育委員会又は本協会が定める日

5, 業務概要

- (1) 三重県立青少年センター樹木緑地芝等についての管理業務

7, 守秘義務

- (1) 受託者及び従事者は業務の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、従事者が業務上知り得た秘密を他に漏らさないよう指導・監督するとともに従事者の服務規律の徹底に努めなければならない。

8, 契約解除権の行使に伴う措置

受託者は、業務委託契約書の規定により契約の解除をするときは、関係機関との調整及び営業に支障をきたさないよう配慮し、相当期間の調整を実施したうえで行うものとする。

9, 事務引継

2018年4月1日から業務を開始できるように、前受託者から十分な引継を受けること。またこの契約終了の際には、次の受託者へ引継を充分に行わなければならない。

10, 特記事項

- (1) 本仕様書は、2018年2月現在の施設概要及び関係法令に基づく仕様であるため、委託期間内に施設内容及び法改正等により業務内容に変更が生じた場合は委託者と協議を行うものとする。

第2章 樹木緑地芝等管理業務仕様書

1, 対 象

(1) 三重県立鈴鹿青少年センター

所在地 鈴鹿市住吉町南谷口

名 称 三重県立鈴鹿青少年センター

※対象範囲については別添の三重県立鈴鹿青少年センター樹木緑地等管理業務範囲図参照

2, 主要業務 本協会が指定管理者として管理する三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）の樹木緑地芝等の管理業務。

3, 管理事項

(1) 法令等の遵守及び手続の代行

① 作業施行にあたっては関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を計ること。また官公署への必要な手続等はすみやかに処理しなければならない。

② 作業施行に関して、関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要するとき、又交渉を受けたときは、すみやかに担当者と協議し、その決定に従い実施する。

(2) 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど軽微な変更は、担当者と協議のうえ施行する。

(3) 受託者は業務実施にあたり現場代理人を委託者に通知しなければならない。

(4) 着手届の提出

① 受託者は作業工程表により適正な施工管理を行ものとする。

② 受託者は作業工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業工程表を提出して、承認を受ける。

(5) 施行についての事前協議

特に施行時期の定められたもの及び施行時期を逸すると効果の期待できない作業については、担当者と事前に協議し、作業の進行を図る。

(6) 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。担当者が不相当と認めるときは、取替を指示することがある。

(7) 現場の安全管理

① 作業の施行にあたっては、施設の利用者等に危険のないよう十分に注意して行う。

② 作業の施行にあたっては、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は受託者の負担で原形を復する。

③ 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅滞なく担当者に報告する。

(8) 後片付け

- ① 受託者は作業の完了に先立ち、すみやかに不良材料を整理処分する。
その処分費については受託者の負担とする。
- (9) 報告書の提出
受託者は日常作業終了後、委託者が指定する報告書を担当者へ提出する。
なお、提出された報告書について説明を求められた場合には速やかに回答を行うこと。
- (10) 費用の負担
 - ① 受託者の負担
 - ア 業務従事者用の備品及び被服等
 - イ 業務実施にあたり必要で受託者が負担する以外の消耗品
 - ウ その他受託者が負担すべき費用
 - ② 委託者の負担
 - ア 業務に必要な光熱水費
 - イ 委託者が所有する機器に係わる燃料及び修繕
ただし、受託者の責による機器の破損については受託者の負担とする。
 - ③ 負担区分の明確でない費用は双方協議して決定する。
 - ④ 受託者は、委託者が所有する機器を使用する場合は、善良なる管理者の注意を持って管理するものとし、不必要な経費の発生をしないよう努めるものとする。

4、その他

- (1) この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本作業の細目については、双方協議して定めるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項についても、当該業務に当然含まれる事項については受託者の責任において実施する。
- (3) 本業務に必要な鍵及び委託者が所有する機器は貸与するので、取扱については十分注意すること。
- (4) 第3章の工程表における回数はあくまで目安であるため、良好な状態を維持するために増減があった場合でも本業務に含むものとする。

第3章 工程表

三重県立鈴鹿青少年センター緑地管理工程表

芝種：高麗芝 面積：4,696 m²

作業内容	仕 様	数量	単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
芝刈及び手抜き除草	芝刈り機及び手抜き除草による芝生管理（処分含む）	2	回			↔				↔					
除草剤散布	土壌処理剤散布	2	回			↔				↔					
草刈り	肩掛機による草刈管理	2	回			↔				↔					

三重県立青少年センター樹木管理工程表

作業内容	仕 様	数量	単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
剪 定	生け垣：408 m ² （ウバメガシ）	1	回							↔					
	玉物：120 株（ヒラトツツジ） 生垣：800 m ² （ヒラトツツジ） 寄せ植え：13 m ² （キャラボク・サツキツツジ）	1	回			↔									
	キンモクセイ：2 本	1	回							↔					
害虫防除	生け垣、玉物、寄せ植え カイズカブキ：1 本 キンモクセイ：2 本 サクラ：37 本 ケヤキ：2 本	2	回			↔				↔					